

議案第95号

桑名市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について

桑名市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和6年12月4日提出

桑名市長 伊 藤 徳 宇

桑名市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

桑名市職員の特殊勤務手当に関する条例（平成16年桑名市条例第49号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項に次の1号を加える。

(7) 災害応急作業等従事職員の特殊勤務手当

第13条を第14条とし、第12条を第13条とし、第11条の次に次の1条を加える。

（災害応急作業等従事職員の特殊勤務手当）

第12条 災害応急作業等従事職員の特殊勤務手当は、職員が本市の区域外の地域において、次に掲げる業務（大規模な災害として規則で定める災害に係るものに限る。）に従事したときに支給する。

(1) 異常な自然現象により重大な災害が発生し、又は発生するおそれがある現場において行う災害応急作業又は災害応急作業のための災害状況の調査

(2) 異常な自然現象により重大な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条第1項又は第23条の2第1項の規定に基づき災害対策本部が設置された地方公共団体の区域に派遣されて行う避難所等の運営

(3) 異常な自然現象により重大な災害が発生した箇所又はその周辺において行う罹災証明に係る家屋の調査

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長がこれらに相当すると認めるもの

2 前項に規定する手当の額は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、令和6年1月1日から適用する。

参 考

(改正のあらまし)

災害応急作業等に従事した際の特殊勤務手当の支給について、所要の改正を行うものであります。
関係条文対照表

改 正 前	改 正 後
(第2条) (特殊勤務手当の種類) 第2条 特殊勤務手当の種類は、次のとおりとする。 (1)～(6) (略) 2 (略) (第12条)	<u>(7) 災害応急作業等従事職員の特殊勤務手当</u> <u>(災害応急作業等従事職員の特殊勤務手当)</u> <u>第12条 災害応急作業等従事職員の特殊勤務手当は、職員が本市の区域外の地域において、次に掲げる業務(大規模な災害として規則で定める災害に係るものに限る。)に従事したときに支給する。</u> <u>(1) 異常な自然現象により重大な災害が発生し、又は発生するおそれがある現場において行う災害応急作業又は災害応急作業のための災害状況の調査</u> <u>(2) 異常な自然現象により重大な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第23条第1項又は第23条の2第1項の規定に基づき災害対策本部が設置された地方公共団体の区域に派遣されて行う避難所等の運営</u> <u>(3) 異常な自然現象により重大な災害が発生した箇所又はその周辺において行う罹災証明に係る家屋の調査</u> <u>(4) 前3号に掲げるもののほか、市長がこれらに相当すると認めるもの</u> <u>2 前項に規定する手当の額は、規則で定める。</u>
<u>第12条</u> (略) (第13条) <u>第13条</u> (略)	<u>第13条</u> <u>第14条</u>

議案第96号

桑名市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について
桑名市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。
令和6年12月4日提出

桑名市長 伊藤 徳 宇

桑名市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例
桑名市災害弔慰金の支給等に関する条例（平成16年桑名市条例第83号）の一部を次のように改正する。

目次中「第5章 補則（第16条）」を
「第5章 災害弔慰金等支給審査委員会（第16条）
第6章 補則（第17条）」に改める。

第16条を第17条とする。
第5章を第6章とし、第4章の次に次の1章を加える。

第5章 災害弔慰金等支給審査委員会
（災害弔慰金等支給審査委員会）
第16条 災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給に関する事項を調査審議するため、桑名市災害弔慰金等支給審査委員会（以下この条において「委員会」という。）を置く。
2 委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則
（施行期日）
1 この条例は、公布の日から施行する。
（桑名市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）
2 桑名市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例（平成16年条例第44号）の一部を次のように改正する。

別表水道管路更新事業者選定委員会委員の項の次に次のように加える。

災害弔慰金等支給審査委員会委員長	日額 25,000円 審査1件につき2,000円を加算
災害弔慰金等支給審査委員会委員	日額 20,000円 審査1件につき2,000円を加算

参 考

(改正のあらまし)

災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）に基づき、災害弔慰金及び災害障害見舞金を支給する場合において、災害関連死など自然災害による死亡または障害であるか否かの判定が困難な場合、その因果関係について専門的見地にもとづく審査を行う必要があることから、附属機関として災害弔慰金等支給審査委員会を設置するものであります。

関係条文対照表

改 正 前	改 正 後
(目次) 目次 第1章 総則（第1条・第2条） 第2章 災害弔慰金の支給（第3条—第8条） 第3章 災害障害見舞金の支給（第9条—第11条） 第4章 災害援護資金の貸付け（第12条—第15条） <u>第5章 補則</u> (第16条) 附則 (第5章) <u>第5章 補則</u> (第16条) (その他) <u>第16条</u> (略)	<u>第5章 災害弔慰金等支給審査委員会</u> (第16条) <u>第6章 補則</u> (第17条) <u>第5章 災害弔慰金等支給審査委員会</u> (災害弔慰金等支給審査委員会) <u>第16条 災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給に関する事項を調査審議するため、桑名市災害弔慰金等支給審査委員会（以下この条において「委員会」という。）を置く。</u> <u>2 委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。</u> <u>第6章</u> <u>第17条</u>

議案第97号

桑名市保育所条例及び桑名市子育て支援拠点施設条例の一部改正について

桑名市保育所条例及び桑名市子育て支援拠点施設条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和6年12月4日提出

桑名市長 伊 藤 徳 宇

桑名市保育所条例及び桑名市子育て支援拠点施設条例の一部を改正する条例

(桑名市保育所条例の一部改正)

第1条 桑名市保育所条例（平成16年桑名市条例第95号）の一部を次のように改正する。

第2条の表桑名市厚生館保育所の項中「桑名市駅元町10番地」を「桑名市大字東方301番地4」に改める。

(桑名市子育て支援拠点施設条例の一部改正)

第2条 桑名市子育て支援拠点施設条例（平成23年桑名市条例第10号）の一部を次のように改正する。

第2条の表桑名市子ども・子育て応援センター「キラキラ」の項中「桑名市大字東方301番地4」を「桑名市中央町3丁目21番地」に改める。

第4条第2項中「第3条」を「前条」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から起算して4月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

参 考

(改正のあらまし)

桑名市厚生館保育所の再整備を行うにあたり、工事期間中において一時的に桑名市子ども・子育て応援センター「キラキラ」に場所を変更し代替保育を行う必要があること及び桑名市子ども・子育て応援センター「キラキラ」施設の場所を一時的にアピタ桑名店に変更することに伴い、所要の改正を行うものであります。

関係条文対照表

改 正 前	改 正 後																																				
桑名市保育所条例（第 1 条関係） （第 2 条） （名称及び位置） 第 2 条 保育所の名称及び位置は、次のとおりとする。 <table> <tr> <th>名称</th><th>位置</th></tr> <tr> <td>桑名市厚生館保育所</td><td>桑名市駅元町10番地</td></tr> <tr> <td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr> <td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr> <td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr> <td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr> <td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr> <td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr> <td>(略)</td><td>(略)</td></tr> </table>	名称	位置	桑名市厚生館保育所	桑名市駅元町10番地	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	<table> <tr> <td></td><td></td></tr> <tr> <td></td><td>桑名市大字東方301番地 4</td></tr> <tr> <td></td><td></td></tr> <tr> <td></td><td></td></tr> <tr> <td></td><td></td></tr> <tr> <td></td><td></td></tr> <tr> <td></td><td></td></tr> <tr> <td></td><td></td></tr> <tr> <td></td><td></td></tr> </table>				桑名市大字東方301番地 4														
名称	位置																																				
桑名市厚生館保育所	桑名市駅元町10番地																																				
(略)	(略)																																				
(略)	(略)																																				
(略)	(略)																																				
(略)	(略)																																				
(略)	(略)																																				
(略)	(略)																																				
(略)	(略)																																				
	桑名市大字東方301番地 4																																				
桑名市子育て支援拠点施設条例（第 2 条関係） （第 2 条） （名称及び位置） 第 2 条 子育て拠点施設の名称及び位置は、次のとおりとする。 <table> <tr> <th>名称</th><th>位置</th></tr> <tr> <td>桑名市子ども・子育て応援センター「キラキラ」</td><td>桑名市大字東方301番地 4</td></tr> <tr> <td>(略)</td><td>(略)</td></tr> </table>	名称	位置	桑名市子ども・子育て応援センター「キラキラ」	桑名市大字東方301番地 4	(略)	(略)	<table> <tr> <td></td><td></td></tr> <tr> <td></td><td>桑名市中央町 3 丁目 21 番地</td></tr> <tr> <td></td><td></td></tr> </table>				桑名市中央町 3 丁目 21 番地																										
名称	位置																																				
桑名市子ども・子育て応援センター「キラキラ」	桑名市大字東方301番地 4																																				
(略)	(略)																																				
	桑名市中央町 3 丁目 21 番地																																				
（第 4 条） （利用者の範囲） 第 4 条 （略） 2 市長は、前項の規定にかかわらず、<u>第 3 条</u>の事業を実施するため必要と認めたものに利用させることができる。	<u>前条</u>																																				

議案第98号

桑名市カスタマーハラスメント防止条例の制定について

桑名市カスタマーハラスメント防止条例を次のように定めるものとする。

令和6年12月4日提出

桑名市長 伊 藤 徳 宇

桑名市カスタマーハラスメント防止条例

(目的)

第1条 この条例は、カスタマーハラスメントによる被害の防止、回復等に関し必要な事項を定めることにより、誰もが安心して働くことができ、事業活動を行うことができる環境を確保し、もって市民生活の充実向上と市内経済の健全な発展に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 事業者等 桑名市安全安心で公正な地域社会の実現に関する条例(平成16年桑名市条例第114号。次号において「安全安心条例」という。)第2条第2号に規定する事業者等をいう。
- (2) 就業者 市内で行われる事業活動(安全安心条例第2条第2号に規定する事業活動をいう。第4号において同じ。)に従事している役員、従業員その他の個人をいう。
- (3) 顧客 事業者等がその商品、製品、サービス等を提供する相手方をいう。
- (4) カスタマーハラスメント 顧客の言動(専ら事業活動のために行われるものを除く。)のうち、当該言動による要求の内容に妥当性がないもの又はその妥当性に照らして、当該要求を実現するための手段及び態様が社会通念上不相当なものであって、当該手段及び態様により、就業者の就業環境が害されるおそれがあるものをいう。
- (5) カスタマーハラスメント対策 カスタマーハラスメントによる被害の防止、回復等に必要な施策をいう。

(カスタマーハラスメントの禁止等)

第3条 何人も、就業者に対してカスタマーハラスメントをしてはならない。

- 2 何人も、市及び事業者等が実施するカスタマーハラスメント対策に協力するよう努めなければならない。
- 3 事業者等は、顧客の正当な要求については、誠実に対応するよう努めなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、第1条の目的を達成するため、カスタマーハラスメント対策を総合的に実施するものとする。

- 2 市は、カスタマーハラスメント対策を実施するに当たり、事業者等を支援するとともに、カスタマーハラスメント対策に取り組む団体、警察、労働局その他の関係団体又は関係機関との連携に努めるものとする。

(事業者等の責務)

第5条 事業者等は、労働契約法(平成19年法律第128号)第5条に定める就業者の安全に配慮する義務があるという認識の下に、カスタマーハラスメント対策を適切に実施するよう努めなければならない。

- 2 事業者等は、市が実施するカスタマーハラスメント対策に協力するよう努めなければならない。

(支援体制の整備等)

第6条 市は、カスタマーハラスメントに関する就業者及び事業者等からの相談又は支援の要請に応ずるための体制を整備するとともに、カスタマーハラスメントによる被害の防止、回復等に資する援助をするよう努めるものとする。この場合において、市長は、就業者及び事業者等が相談又は支援の要請をしたことによって不利益が生ずることがないように必要な措置を講ずるものとする。

- 2 市は、市民、就業者及び事業者等に対し、市が実施するカスタマーハラスメント対策について周知を図るとともに、カスタマーハラスメントに関する啓発活動等の実施を通じてカスタマーハラスメントによる被害の防止に取り組むものとする。

(カスタマーハラスメント対策委員会)

第7条 市長は、カスタマーハラスメント対策に関し調査審議をさせるため、桑名市カスタマーハラスメント対策委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

- 2 委員会は、次条第2項の規定による諮問に応じて調査審議をする。
- 3 委員会は、次条第3項及び第9条第2項に定めるもののほか、カスタマーハラスメント対策に関し、市長に意見を述べることができる。
- 4 委員会の組織その他運営に関し必要な事項は、規則で定める。
(確認又は認定)

第8条 就業者又は事業者等は、その顧客の言動がカスタマーハラスメントに該当すると考えられる事案が発生したときは、規則で定めるところにより、市長に対し、確認（当該行為者を特定することなく、当該言動がカスタマーハラスメントに該当すると判断をすることをいう。以下同じ。）又は認定（当該行為者を特定し、当該言動がカスタマーハラスメントに該当すると判断をすることをいう。以下同じ。）を求めることができる。

- 2 市長は、前項の規定により就業者又は事業者等から確認又は認定を求められたときは、委員会に諮問しなければならない。
- 3 委員会は、前項の規定により市長から諮問を受けたときは、調査審議の上、その結果を市長に対し答申をしなければならない。
- 4 委員会は、前項の規定による調査審議（認定に係るものに限る。）の際、やむを得ないときを除き、当該認定の求めに係る行為者の意見を聴取するものとする。
- 5 市長は、第3項の規定により諮問に対する答申を受けたときは、確認又は認定を行うかどうかの決定をし、規則で定めるところにより、当該就業者又は事業者等に対し、その旨を報告するものとする。

(カスタマーハラスメント事案に対する措置等)

第9条 市長は、確認又は認定を行ったときは、次に掲げる措置（第2号に掲げる措置にあつては、認定を行ったときに限る。）を講ずるものとする。

- (1) 当該カスタマーハラスメント事案について、その概要（桑名市情報公開条例（平成29年桑名市条例第1号）第7条に規定する不開示情報を除く情報であつて規則で定めるものをいう。）を公表すること。
- (2) 当該カスタマーハラスメント事案における行為者に対し、規則で定めるところにより、警告すること。

- 2 市長は、前項第2号の規定により警告したにもかかわらず、その状況の改善が不十分であると認めるときは、氏名その他の当該行為者を特定することができる情報であつて規則で定めるものを公表することができる。この場合において、市長は、規則で定めるところにより、当該行為者の意見を述べる機会を与えるとともに、委員会の意見を聴くものとする。

(その他)

第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。
(桑名市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)
- 2 桑名市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例（平成16年条例第44号）の一部を次のように改正する。

別表水道管路更新事業者選定委員会委員の項の次に次のように加える。

カスタマーハラスメント対策委員会委員長	日額 15,000 円
カスタマーハラスメント対策委員会委員	日額 10,000 円

参 考

(制定のあらまし)

誰もが安心して働くことができ、事業活動ができる環境の確保を図るため、条例を制定するものがあります。

議案第99号

桑名市上下水道事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について

桑名市上下水道事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和6年12月4日提出

桑名市長 伊 藤 徳 宇

桑名市上下水道事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

桑名市上下水道事業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成16年桑名市条例第192号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「通勤手当」の次に「、単身赴任手当」を加える。

第8条の2を第8条の3とし、第8条の次に次の1条を加える。

（単身赴任手当）

第8条の2 単身赴任手当は、公署を異にする異動又は在勤する公署の移転に伴い、住居を移転し、父母の疾病その他のやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該異動又は公署の移転の直前の住居から当該異動又は公署の移転の直後に在勤する公署に通勤することが通勤距離等を考慮して管理者が定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員に支給する。ただし、配偶者の住居から在勤する公署に通勤することが、通勤距離等を考慮して困難であると認められない場合は、この限りでない。

2 前項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして管理者が定める職員には、同項の規定に準じて、単身赴任手当を支給する。

第21条第2項中「第4条から第7条まで」の次に「及び第8条の2」を加え、同条第4項中「第8条の2」の次に「、第8条の3」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

参 考

(改正のあらまし)

桑名市上下水道部職員が単身赴任した場合の手当支給に関して所要の改正を行うものであります。

関係条文対照表

改 正 前	改 正 後
(第2条) (給与の種類) 第2条 (略) 2 (略) 3 手当の種類は、管理職手当、管理職員特別勤務手当、扶養手当、住居手当、通勤手当_____、在宅勤務等手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、期末手当、勤勉手当、特殊勤務手当、地域手当及び退職手当とする。 (第8条の2) (在宅勤務等手当) <u>第8条の2</u> (略) (第21条) (会計年度任用職員の給与の種類) 第21条 (略) 2 第4条から第7条まで_____の規定は、フルタイム会計年度任用職員には適用しない。 3 (略)	、<u>単身赴任手当</u> <u>(単身赴任手当)</u> <u>第8条の2 単身赴任手当は、公署を異にする異動又は在勤する公署の移転に伴い、住居を移転し、父母の疾病その他のやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該異動又は公署の移転の直前の住居から当該異動又は公署の移転の直後に在勤する公署に通勤することが通勤距離等を考慮して管理者が定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員に支給する。ただし、配偶者の住居から在勤する公署に通勤することが、通勤距離等を考慮して困難であると認められない場合は、この限りでない。</u> <u>2 前項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして管理者が定める職員には、同項の規定に準じて、単身赴任手当を支給する。</u> <u>第8条の3</u> <u>及び第8条の2</u>

4 第4条から第7条まで、第8条の2 _____ _____, 第12条及び第16条の規定は、パートタイ ム会計年度任用職員には適用しない。	<u>の3</u> <u>、第8条</u>
---	-------------------------------------

議案第100号

財産の取得について

令和8年4月開校予定の多度学園のスクールバスとして、次のとおり財産を取得することについて、桑名市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(平成16年桑名市条例第53号)第3条の規定により、議会の議決を求める。

令和6年12月4日提出

桑名市長 伊 藤 徳 宇

- | | | |
|---|-----------|---|
| 1 | 名 称 | スクールバス (マイクロバス) |
| 2 | 契 約 の 方 法 | 一般競争入札 |
| 3 | 契 約 金 額 | 20,636,000円 |
| 4 | 契約の相手方 | 三重県桑名市大字小泉365番地
株式会社整備工場東海
代表取締役 林 政孝 |

参 考

スクールバス（マイクロバス）

開札年月日 令和 6 年11月 8 日

業 者 名	入札価格	備 考
株式会社整備工場東海 代表取締役 林 政孝	18,760,000円	落 札

入札価格には消費税額を含まない。

議案第101号

財産の無償貸付けについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第6号の規定により、次のとおり財産を無償で貸し付けることについて、議会の議決を求める。

令和6年12月4日提出

桑名市長 伊 藤 徳 宇

1 貸付財産

土地

所在	桑名市駅元町10番地
地籍	1,789.88平方メートル

2 貸付先

三重郡菰野町神森839番地
社会福祉法人明健福祉会
理事長 津田 健児

3 貸付期間

令和7年3月1日から令和37年3月31日まで

議案第102号

市道の認定について

市道の路線を次のとおり認定することについて、道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定により、議会の議決を求める。

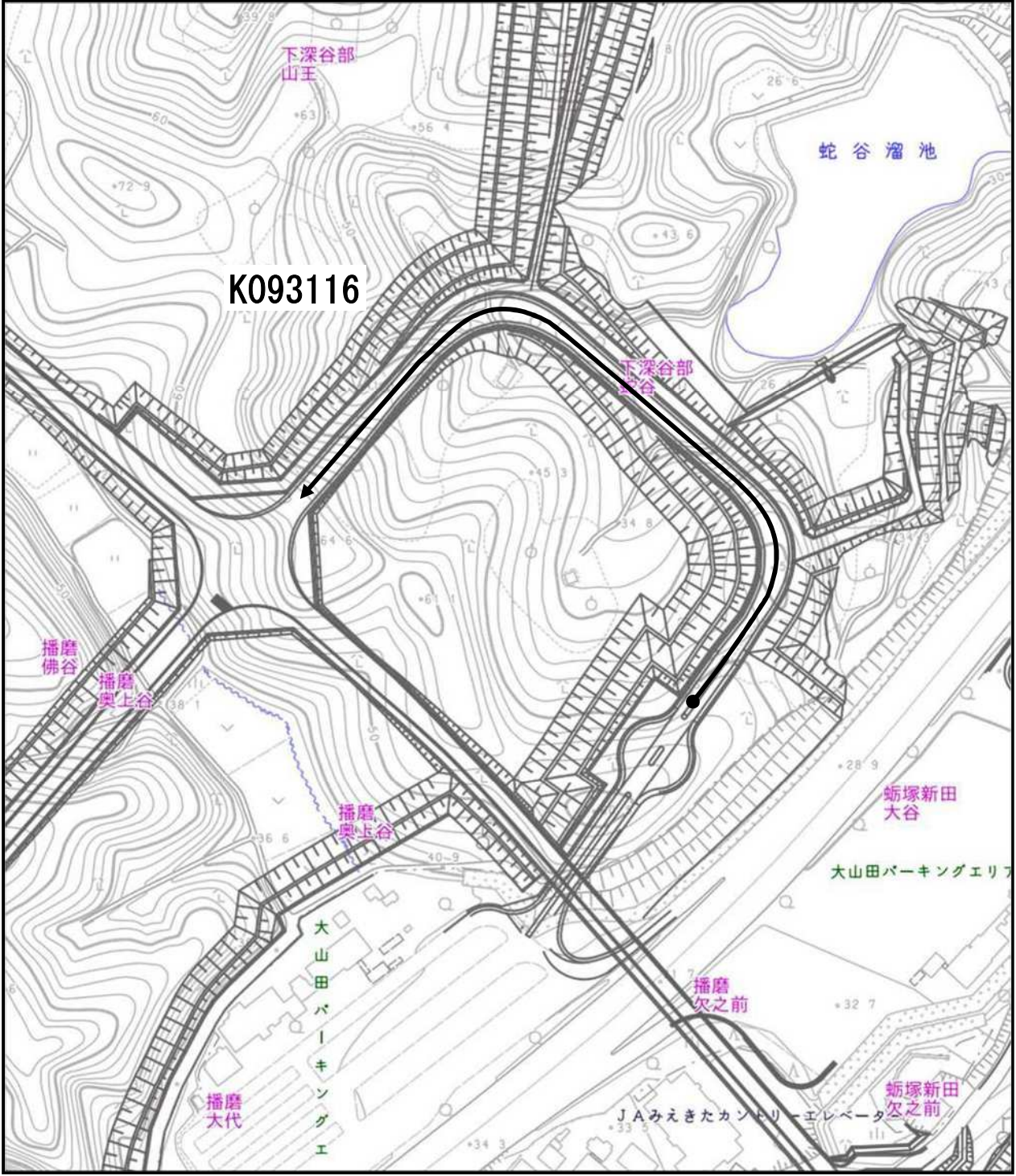
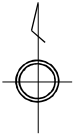
令和6年12月4日提出

桑名市長 伊 藤 徳 宇

認定する路線

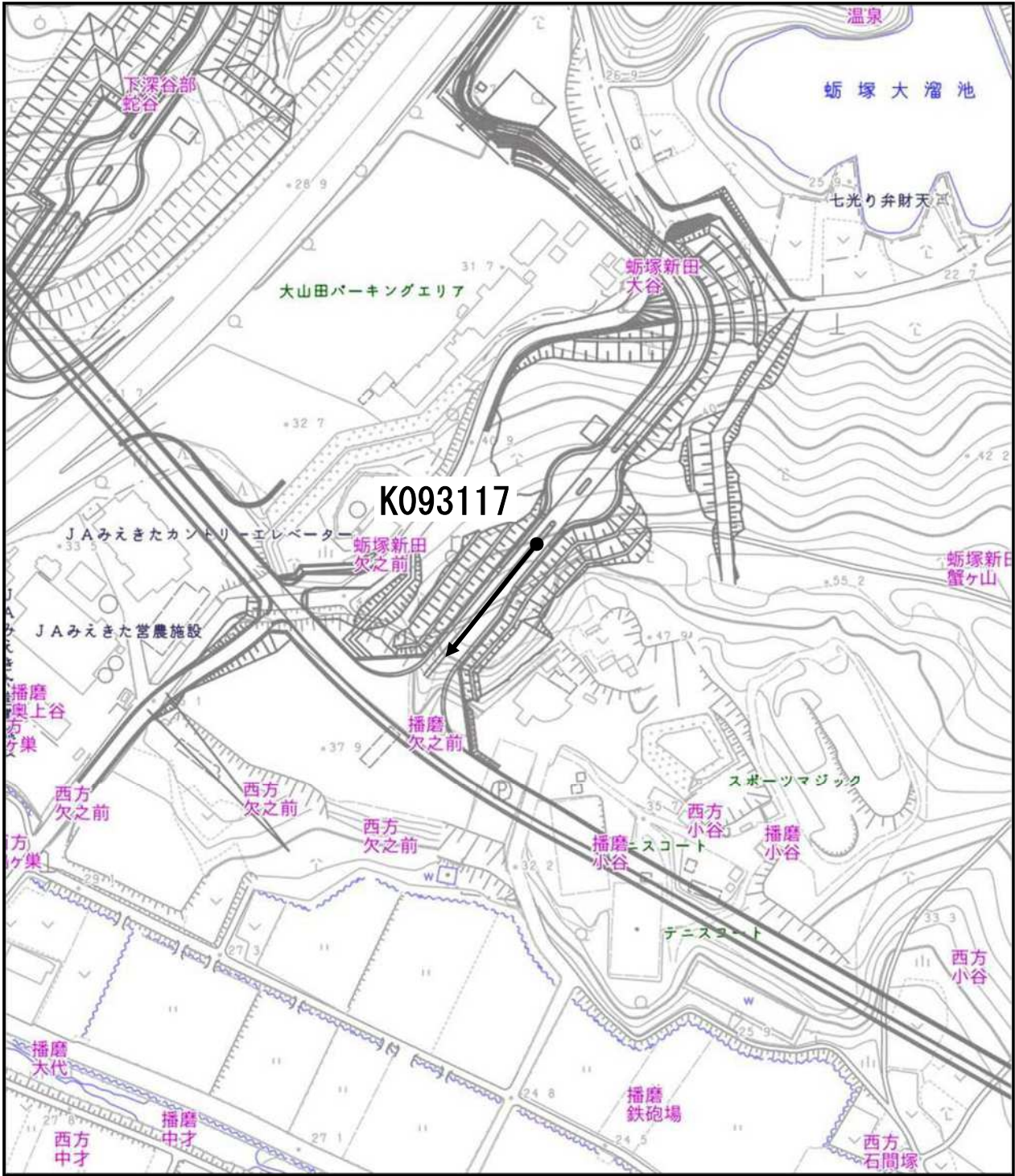
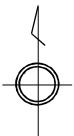
路線番号	路線名	起点	重要な 経過地	延長(m)
		終点		幅員(m)
K093116	大山田スマートインター1号線	大字下深谷部字蛇谷 1704 番5地先		376.5
		大字下深谷部字蛇谷 1704 番 12 地先		6.0～14.5
K093117	大山田スマートインター2号線	大字播磨字欠之前 1339 番地先		69.0
		大字播磨字欠之前 1331 番2地先		6.0～16.5
K283045	和泉 26 号線	大字和泉字トノ割 756 番2地先		66.5
		大字和泉字トノ割 788 番 10 地先		6.0～10.5

下深谷部地区 認定路線図

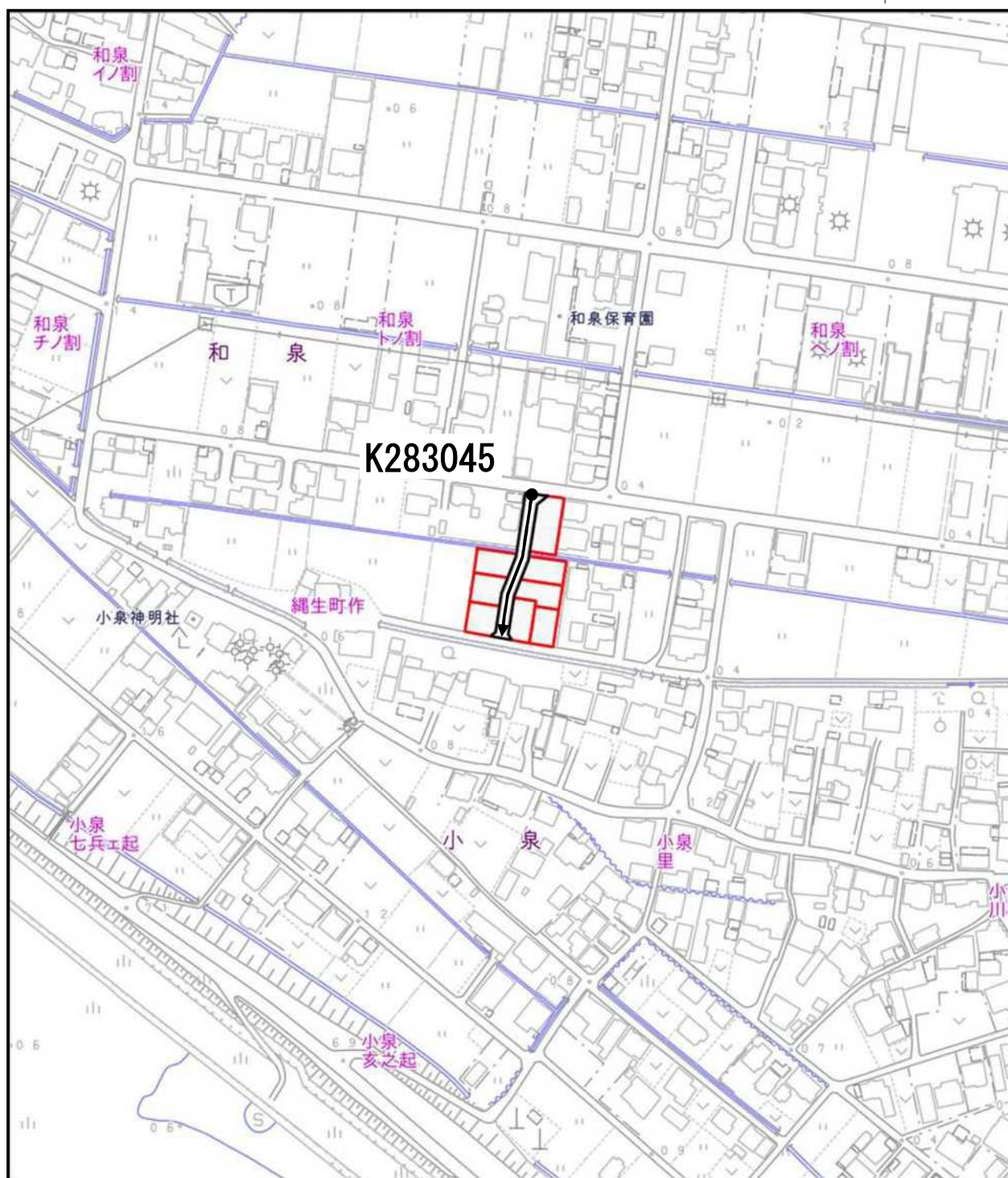


路線番号	路線名	起 点	重要な 経過地	延長 (m)	凡 例	
		終 点		幅員 (m)		
K093116	大山田スマートインター 1 号線	大字下深谷部字蛇谷1704番 5 地先		376.5	起点	●
		大字下深谷部字蛇谷1704番12地先		6.0～14.5	終点	▲
					認定路線	—

播磨地区 認定路線図



路線番号	路線名	起 点	重要な 経過地	延長(m)	凡 例	
		終 点		幅員(m)		
K093117	大山田スマートインター2号線	大字播磨字欠之前1339番地先		69.0	起点	●
		大字播磨字欠之前1331番2地先		6.0～16.5	終点	▲
					認定路線	—



路線番号	路線名	起 点	重要な 経過地	延長 (m)	凡 例
		終 点		幅員 (m)	
K283045	和泉26号線	大字和泉字トノ割756番2地先		66.5	起点 
		大字和泉字トノ割788番10地先		6.0～10.5	終点 
					認定路線 